

ナショナルバイオリソースプロジェクト
実費徴収・知財情報ワーキンググループ連絡会議

議事概要

1. 日時・会場

平成20年12月25日(木) 13:00~15:00
中央合同庁舎第7号館17階 研究振興局会議室

2. 出席者

委員(実費徴収・知財ワーキンググループ)

(主査) 小幡 裕一 理化学研究所筑波研究所 所長

鈴木 睦昭 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所
知的財産室 室長

深見 克哉 九州大学知的財産本部 特任教授

委員(情報ワーキンググループ)

(主査) 城石 俊彦 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所
系統生物研究センター 教授

田畑 哲之 かずさディー・エヌ・エー研究所 副所長

深海 薫 理化学研究所バイオリソースセンター情報解析技術室 室長

山崎由紀子 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所
生物遺伝資源情報総合センター 准教授

文部科学省

川上 一郎 研究振興局ライフサイエンス課 ゲノム研究企画調整官

河野 広幸 研究振興局ライフサイエンス課 生命科学専門官

事務局

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局

3. 議事

1. 開会

2. 生物遺伝資源付随情報の取り扱いについて

3. 生物遺伝資源寄託同意書・譲渡同意書(案)について

4. 生物遺伝資源付随情報提供同意書(案)について

5. その他

6. 閉会

4. 配付資料

資料 1-1 : ナショナルバイオリソースプロジェクト実費徴収・知財-情報ワーキンググループ連絡会議について

資料 1-2 : ナショナルバイオリソースプロジェクト実費徴収・知財-情報ワーキンググループ連絡会議出席者名簿

資料 2 : ナショナルバイオリソースプロジェクト情報ワーキンググループからの問題提起

資料 3-1 : 生物遺伝資源寄託同意書 (案)

資料 3-2 : 生物遺伝資源譲渡同意書 (案)

資料 4 : 生物遺伝資源付随情報提供同意書 (案)

参考資料 1 : ナショナルバイオリソースプロジェクト第 1 回実費徴収・知財ワーキンググループ議事概要

参考資料 2 : ナショナルバイオリソースプロジェクト第 2 回実費徴収・知財ワーキンググループ議事概要 (案)

参考資料 3 : ナショナルバイオリソースプロジェクト第 1 回情報ワーキンググループ議事概要

以上

議事要旨

1. 開会

- ・開会の挨拶が小幡主査からあり、二つのワーキンググループの合同連絡会議ということで出席委員の紹介に続き、配付資料の確認が行われた。
- ・今回の合同連絡会議開催の趣旨説明が資料1-1に基づき河野専門官から行われた。また、NBRPが今までの国の委託事業から補助金事業へ昇格したという報告があった。

2. 生物遺伝資源付随情報の取り扱いについて

- ・資料2に基づき文部科学省よりの説明と情報ワーキンググループ城石主査からの補足説明があり、小幡主査により問題整理が行われた。

<問題整理>

- 問題は三つに整理できる。まずリソースと情報を寄託する人の権利を守る必要がある。次に、リソース中核機関や情報中核機関が、そのリソース情報を改善したり、加えたりする必要がある。3番目は、知財権の保護と学術研究の振興に最も適切な利用方法についてである。(小幡主査)

3. 生物遺伝資源寄託同意書・譲渡同意書(案)について

- ・資料3-1と3-2に基づき文部科学省よりの説明があり、その後議論が行われた。内容は以下のとおりである。

<寄託(譲渡)同意書3項の文言について>

- 情報のやりとりに関しては、3項の「寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの特性並びに品質に関する正確な情報(特許等を含む)を添付する。△△△(中核機関)は、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる」ということを寄託者・譲渡者と約束することによって、資料2の1~4まではクリアできるのではないかと。(小幡主査)
- 遺伝資源に限らず、何か物を預かったり、移動したりするときの情報の取り扱い方はどうなっているのか。(山崎委員)
- 今までの物のやりとりに関する同意書に関しては、プロデューサーが作ったIDなどの情報は織り込み済みという形だと思う。その上でさらに、ここでは特性や品質に関する正確な情報ということになるだろう。(城石主査)
- 特性情報や品質管理情報を情報と3項の前段で定義して、それを情報と呼ぶということになると思う。(小幡主査)
- 例えば名前はどうか。(山崎委員)
- 系統名などは、後でこういう方が規約に合っているということがあるかもしれない。そうすると寄託者が希望する名前と、命名規約による別々の名前が存在することがあり得ることになる。(深海委員)
- 私たちは全部ひっくるめて情報として扱っており、情報中核機関が必要に応じて直

すことができるとしているので、それは情報中核機関なりリソース中核機関が、一定の直せる機会と権利を持つということを表している。(小幡主査)

- ある程度寄託者に同意を得てという部分と、本当に自由に「てにをは」を変える部分は、少し質が違うのではないか。それが一緒になっている。例えばこの情報に関しては、マテリアルに関する何とか情報に関するものとか、ある程度限定しておいた方がより議論しやすいかもしれない。(深見委員)
- ただ、情報中核機関やリソース機関などが変えたことによって悪いことが起こったりすれば、それは変えた方の責任ということになる。(深海委員)
- もともとの文章を作ったり命名した人は寄託者なので、その人の承諾なしに変えることはできないと思う。それを中核機関が責任を持って預かり、その名前を変えたと連絡するにしても、ある程度の同意事項ではないか。(深見委員)
- 僕らのMTAの中には「寄託したものについては名前は変えないように」と入れているものもある。だから、中核機関が変えられる部分がある程度明確にして、それをベースに議論すべきだ。(深見委員)
- BRCとしては、少なくとも自分たちのデータベースのところでは変えない方がいいだろうと判断しているが、それがIMSRにいったりすれば、全然違う名前が付けられていたりということはある。(深海委員)
- 一般寄託者が名前の付け方をよく理解しておらず、間違った名前を付けてリソース機関に送り、国際命名規約に違反するということが分かったときには、きちんと対応した形で名前を変えて、データベースとして公開することになるだろう。(城石主査)
- そういう場合には寄託者も納得するだろうが、原因遺伝子がよく分からなかったりするうちにペーパーが出て、その名前が出てしまっていて、後で遺伝子が分かると、その遺伝子を基に正式な系統名を付けられるわけで、それにしたいという人と、元のものにしたいという人が出てくる。(深海委員)
- もう一つ、どこの部分だけ更新できて、どこの部分はできなくて、それをを変えるには寄託者の了解を得るとのことまで書いたら、中核機関や情報機関は仕事ができなくなる部分もあるのではないか。(小幡主査)
- 最低限、寄託者の名前とか、寄託したマテリアルの名前は同意を得るとか、それ以外は自由な中核機関の裁量に任ずということでは駄目なのか。(深見委員)
- マウスとイネなどでは全然違う問題が起こってくると思う。扱う側はこのように書いておいてくれると気楽だが、管理面では非常に危うい感じがする。(山崎委員)
- 変えることと加えることは違うと思う。付加価値を付けていくときに、後から自由に付随情報を付け加えるので、それはリソースの寄託者が持つ情報ではもうなくなっている。それを付けることを拒まれてはデータベースが成り立たない。(山崎委員)
- 例えば寄託者が提供してくれたデータと矛盾するようなデータが付け加わってくる可能性もあるわけだ。(深海委員)
- 私は、後から付けたものに対しては、寄託者のものではもうなくなっていると思う。だから、寄託者が寄託したときの情報を、この中で直すのか、後から付けるのか、あるいは情報として独自のフォーマットがあって、そこから吸い上げた情報を情報として使うのかという3パターンがあると思う。(山崎委員)

- 少なくともその付加情報に関するところの規定は何も述べていないので、それは確かに入れた方がいいのかもしれない。(城石主査)
- 必要に応じて更新すればいい。(小幡主査)
- 日本語の更新という言葉の狭い意味の中には、その部分だけ新しく直すというニュアンスが強いのではないか。だから、付加というところは意味としてはあまりない気がする。(城石主査)
- 「追加・更新」とした方がいい。(深海委員)
- 例えばマウスでは国際的なルールと違っていた場合には変えられるわけだろう。(深見委員)
- 私どもの判断では、たとえ規約と違っていても変えない方がいいだろうという判断になっている。(深海委員)
- しかし、今後はそれを変える権限を持ちたい。(深見委員)
- 可能性としてはということだ。(深海委員)
- 今、世界的な流れはスタンダライゼーションの方に流れている。純粋にサイエンスの進歩のことを考えると、間違った名前にしておくよりは、世界に通じる標準化された名前にした方が、最初の寄託者にとっても絶対にプラスのはずだ。嫌がる人は確かにいると思うが、それは日本のデータベースでもやった方がいいと思う。(城石主査)
- そのように変えても、それを受け入れるか・受け入れないかは最終的に寄託者が決めることだろう。ただ、そのフィードバックがあまり煩雑で時間が取られるようだと、中核機関はみんな死んでしまうので、それを書き込むとしたら、中核機関に過度な労働にならない書き方ができるかどうかということになってくる。(城石主査)
- 個々の場合について間違いを直すということなら、いちいち元の人に問い合わせることも可能だが、ある一定のルールで全体を書き換えようとなったときには、各人にお伺いを立てることは不可能になってしまい、それができないからやめてしまうという後ろ向きの方にいってしまう可能性がある。(深海委員)
- 性善説に立つとターム3は生きてくるが、逆に言うと、預ける側として信用していない場合、何をされるのだろうかという疑念も出るのではないか。(深見委員)
- ただ、今も大多数の寄託者は、情報もみんな教えてくれている。しかし、ごく一部に自分の名前を含めた著作権にこだわる人はいるかもしれない。(城石主査)
- 何か書いておかないと、情報中核機関もリソース中核機関も、リソースデータを更新したり、改変したり、追加したりできないので、「更新・追加」くらいにしておけばどうか。(小幡主査)
- 契約書の中に何かを入れるよりは、中核機関の中の改変に関する考え方がバックボーンにあればいいと思う。(深見委員)
- まとめると、リソース中核機関なり情報中核機関が、データベースにいただいた最初の情報をどういうポリシーで変更するというのを、ホームページなりに明確に書いておく必要があるということだろう。ただ、リソースごとに約束が違う可能性があるのもので、それぞれ検討して出していただくということで、合同の委員会としては、3項に「更新・追加し」ということで、追加を足して、かつ各リソース機関は、データの更新のポリシーを運営・実施するようお願いする。それならデータを直すのにい

ちいち断らなくてもよろしい。(小幡主査)

＜データベースのサイトポリシーの載せ方＞

- データベースのトップページに実際のデータを作る上でのポリシーを載せているところはあるのか。(城石主査)
- NBRPでは全くない。ほかにもこのデータをこのように直すというのはない。勝手に直している。(山崎委員)
- 私が知っている限りでは、それほど大きな問題になってはいないと思う。(田畑委員)
- こういうもので寄託者から中核機関にクレームなどはあるのか。(城石主査)
- クレームはないが、マウスの名前が変わってしまうのはよく聞く話だ。私たちは名前を変えるのではなく、シノニムにして、正確な名前を別にところに追加するという形で処理している。(山崎委員)
- では、山崎さんと深海さんに、どういうポリシーを持ってデータベースの情報を更新・追加するかということをご検討いただいて、ご呈示いただきたい。(小幡主査)

4. 生物遺伝資源付随情報提供同意書(案)について

- ・資料4に基づき、情報提供同意書(案)の考え方について小幡主査、理研のサイトポリシーについて深海委員より説明があり、その後、議論が行われた。内容は以下のとおりである。

＜不正コピー防止策について＞

- リソースデータベースをどんどん使っていただきたいが、商業利用などのいろいろなパターンが考えられる。そこで、作った人の著作権や知的財産保護のために、ホームページにコピーライト〇〇というのを付けたらどうか。例えば「Copyright 国立遺伝学研究所」「中核機関の名前 All Rights Reserved」という形だ。(小幡主査)
- 遺伝研ではそれが書いてあるものと書いていないものが混在している。(山崎委員)
- NBRPや理研では、ホームページの利用に関するサイトポリシーはあるのか。(小幡主査)
- NBRPはトップにあったと思う。理研は何か付けたような気がする。(山崎委員)
- 理研では「推奨環境について」「著作権について」「転載について」「バイオリソースの付随情報の一括について」「リンクについて」「免責事項について」「個人情報の取り扱いについて」などというのを付けようと先週の金曜日に委員会で話し合ったところだ。(小幡主査)
- 理研のポリシーはあるので、それをひな形に考えている。(深海委員)
- NBRPのホームページには、コピーライト、NBRPに参加しているそれぞれの機関(Each Organization participating in NBRP)と書いてある。(鈴木委員)
- たくさん集めているので、各機関にあるという書き方をして、お任せしてしまっている。(山崎委員)
- いろいろなレベルがある。1枚や2枚の写真を持っていくときと、ごそっと持っていくときは意味合いが全然違うので、クリエイティブ・コモンズにするためには寄託者との関係が完全になくならないとどうにもならないのではないかと。(小幡主査)

<サイトポリシーの文案について>

- こういうサイトポリシーをどこかに載せておけば、さまざまな問題に対応できるということで、NBRPのリソースのデータベースにも付けたらどうかというご提案だ。そこでセンターの転載やリンクに関するポリシーを示しておき、転載に関するところは別紙3を使うということにすれば、心ある人は転載依頼書を出してくることになると思う。(小幡主査)
- 転載を許可するとき、どの辺までいいというものと一緒に付けておいた方が親切だと思う。(鈴木委員)
- 恐らくこれはいろいろな組織によって違うような気がする。それなりの手続きをしていただくところもあるし、物によっては全く自由に使ってほしいと思っているグループもあると思う。だから、わざわざ全部同じ形で付けなくてもいいのではないか。また、自由に使ってほしいというものと、そうでないものを分かりやすくしておくというのではないか。例えば統合プロジェクトの方も、画像をどこまで使えるかははっきり示していただいた方がいいということだったので、それは実現したいと思っている。(山崎委員)
- 標準のスタイルとして、こういうものが使えると。そして一定の制約がどこかにあった方が、ユーザーは使いやすいと思う。ただ、その中身はそれぞれのリソースで違ってくるだろう。(城石主査)
- まずサイトポリシーは作ってもらおう。その中にこういうものがあっていいというのを山崎さん経由で各中核機関に言っていただくということではいかがか。転載依頼書を付けるか・付けないかは明確にすべきだが、それはそれぞれのリソースによって判断してもらおう。(小幡主査)
- 中核機関が全部自分で判断できることから、寄託者の意見を聞かないと何もできないところまである。最初の寄託者が亡くなっていることもある。(城石主査)
- 原則は依頼書を付けることにしておく。(小幡主査)
- それは1回、それぞれに聞いた方が後で楽になる。(山崎委員)
- アサガオが今、コピーし放題だ。しかし、基本的にはNBRPに入っているものはリンクフリーにして、誰が撮ったというのを画像の中に織り込んでおけば、撮った人の権利は担保できる。その辺の著作人格権、改変は全部NBRPで担保しておいて、自由配布にする方が面倒くさくはない。(深見委員)
- 単にリンクを張るのなら、そのURLに行くわけだから誰のものか分かるが、その画像をコピーして自分のところに張り付けてしまったら、元がどこにあるか分からなくなってしまう。(深海委員)
- 全体として、各生物種なり中核機関がサイトポリシーを作るというのは絶対にやった方がいい。その中身がどれくらいコンサーバティブかというのは、リソースや中核機関の判断、あるいは寄託者の研究コミュニティの判断で決めていくのではないか。ただ、お金もうけをされるといけないので、そこは歯止めがきちんとかかるシステムにしておかないといけない。(城石主査)
- サイトポリシーは皆さんに作っていただくようお願いし、転載については各リソ

一スのリソース運営委員会なり中核機関で考えていただいて、それを明示した方がいいということか。転載をどこまで許可するというのはリソースごとに違うだろうから、それはリソース中核機関の判断に任せるが、考えてほしいということは言うておく必要があるという方向か。そこまでは合意できた。(小幡主査)

<一括の情報提供同意書について>

- 二つのケースが想定される。一つは統合データベースや国際的なデータベースに全部情報を送るという場合で、情報中核機関やリソース中核機関がそれを認識し、ちゃんと細工したりして渡す場合。もう一つは、どこかの本屋さんが全部ダウンロードして出版したり、某国にミラーサイトを作られてしまったという場合で、そんなときに備えて提供同意書を明確にしておいた方がよいのではないか。(小幡主査)
- 一括ではなく、部分的なダウンロードはいいのか。(河野専門官)
- 部分的なダウンロードをしていくと全部取れてしまうこともあり得る。また、このフォーマットだと、一般ユーザーがデータベースを使って自分の研究に利用することも全部インクルードされているようで、その点が気になる。(城石主査)
- サイトポリシーのところで説明を省略したが、それについては「バイオリソースの付随情報の一括提供について」ということで説明してある。(小幡主査)
- 一括提供については、一般のユーザーにも提供は考えている。今はリソース機関間でしか一括提供はしていないが、今後はこういう文書を使ってデータをお渡ししたい。そういう意味では、機関間と、一般の利用者と、勝手に取ってってしまうような人への対策という3とおりになる。(深海委員)
- 特定のミュータントをピックアップして取ろうという人は、とにかく全部見ないと駄目だから、それを自分のコンピューター上のファイルに落とし込み、いつもスクリーニングしている。そういうことも駄目だと考えているのか。(城石主査)
- 特定の遺伝子を調べたいのなら、そのサイトに検索機能があるのではないか。(深見委員)
- 大量情報を扱いたい人は、自分の研究目的でまとめたデータが大量に欲しいというケースがある。それは、統合データベースのように、それをまた別の形で公開するという前提にしてやっているケースや本当に悪意でというケースとは、目的としては違うだろう。だから、何らかの形でそれを見た人が分かるようにしておいた方がいいと思う。(田畑委員)
- 外には出さなくとも、ラボの中で自分で加工するということもあるかもしれない。そういうケースも全部これでやりとりするのか。資料4の同意書のような形だと、個人ユースも全部引っ掛かるので、そこはちょっと切り分けないといけない。(城石主査)
- データの形で、インターネットから直接自分の操作で落とし込めるものと、データは元があって、その一部を表示しているだけなので、依頼して全部のデータを手作業で送ってもらうという二つのケースがあるだろう。前者だとほとんど自由だが、実際は歯止めをかけて、勝手に使われないようにすることになると思う。そのあた

りも切り分けておいた方がいい。(田畑委員)

- では分けることにしよう。二つの形態があり、一つは中核機関が情報を自ら確保して、送り込むときに約束する。もう一つは勝手にダウンロードして悪用・転用・再掲載を防ぐという。その中間というか、個人のラボがダウンロードして解析する分にはOKとする。ただ、そこは何も書かない。(小幡主査)
- ただ、本当に悪いことをするときには同意書は書かないわけで、これはちゃんと目的を持って利用したい人が書くものだから、これが本当に必要なのか。もう一つ、自由にお使いくださいというセットを1回置いておけば情報をハンドリングする側としては手間が省けるだろう。同意書を交わすと、管理しないといけないし、その都度いろいろな要求に合わせた一括ファイルを作らなくてはいけないような気がする。(山崎委員)
- 今はデータのサイズがどんどん大きくなっていることも含めて、個人ベースで自由に使えるようにデータベースとして対応するのが基本的な姿勢でいいのではないかな。(城石主査)
- 例えば一括ダウンロードしようとしてクリックすると、次の画面に同意書が来て、同意するか・しないかを聞いてくるようにしておけばいい。悪用についても、そこで同意していることがベースになるので、自由度と適正に使うという縛りの両方ともクリアできる。(深見委員)
- 一括ダウンロードについては、各中核機関が判断すべきことなのか、それとも全体で何か共通の基準を作っておくべきことなのか。(田畑委員)
- ある程度共通のものを作っておいて、それぞれのリソースで判断というのが今の流れではないか。(河野専門官)
- 寄託者との信頼関係を損なわない形でできるのなら、個人ベースのものは本当にフリーに使ってもらった方がいい。ただし、それが商業化されるときには、きちんとプロテクトがかかる仕組みは持っている必要がある。(城石主査)
- 基本的に集めたデータベースの商業利用は駄目で、学術的にはOKということだろう。サイトポリシーにそういうポリシーを立てておいて、その管理は、1クリックの同意を入れるか、フリーにするかということになる。(深見委員)
- 寄託者がどうしてもそうしてほしいという場合には、それはやらないといけないだろう。(城石主査)
- 整理すると、商業利用は駄目。再掲載・再加工は基本的にはサイトでは禁止しておく。そうしておけば、一括ダウンロードして自分で使う分にはOKと書かなくてもOKとなる。従って、その二つだけをサイトポリシーに書いておく。もう一つ、統合データベースなど、情報を集めるような動きがあったときには、それはリソース情報中核機関なりリソース機関が自らMTAを結んでやればいいことで、その場合は機関同士のお約束なので、同意書を使ってくださってもいいと。(小幡主査)
- しかし、これは表に出ない。だから、ホームページで一般のユーザーが見えるのは、商業利用は駄目、転載は駄目、再掲載は駄目というところだけとなる。(小幡主査)
- 転記は駄目とサイトポリシーに書いてあって、一括同意書を出しておく、見た人は「あれ？」と思わないか。だから、転記駄目と書くのではなく、こういう契約に

よって渡すこともあるというような。それと商業利用に関して、図鑑など、データベースを有償で渡してしまうことはないのか。(深見委員)

- 国として商業利用が駄目というところは多分ないと思うので、そういったところで折り合いをつけていけばどうか。(河野専門官)
- 駄目というよりは、「それについてはここに問い合わせください」という形にすべきではないか。(城石主査)
- サイトポリシーの中でどう書けるのかは、深海さんと山崎さんに考えていただく。サイトポリシーの「付随情報の一括提供について」というのを少し整理して、もう二つくらいに分けておけば、かなり問題は整理できてくるだろう。(小幡主査)
- それは「付随情報の一括提供について」を削除する可能性も含めてか。(山崎委員)
- その可能性も含めて整理して欲しい。(小幡主査)
- 寄託者がどう感じているかという情報収集をやった方がいいのではないか。場合によっては情報ワーキンググループの方で、寄託するときの気持ちとして一括ダウンロードのシステムを作ったら嫌かとか、どういう感じを持っているかということ一度聞いてみるのも悪くないのではないか。(城石主査)
- そのときに、著作権のように情報に関して知財権を主張したいかどうかなども聞いていただけるとありがたい。(小幡主査)

5. その他

- ・河野専門官より、次回ワーキンググループ開催の日程等について説明があった。

6. 閉会